

成城地区広報板 11カ所

成城まちづくりセンター



番号	所在地
①	成城2-12-1 十字路角 ※裏面に写真あり
②	成城3-1-8 明正公園 ※裏面に写真あり
③	成城3-18-20 喜多見保育園前
④	成城4-20-8 成城みつ池緑地
⑤	成城6-2-1 砧総合支所前 (鍵付きのため、貼る場合は 成城まちづくりセンターまで)
⑥	成城6-4 成城学園前駅北口(ポスト横)
⑦	成城6-5 成城学園前駅西口(バス停)
⑧	成城7-4-19 成城学園第2グラウンド
⑨	成城7-35-11 成城7丁目公園
⑩	成城8-25 都営住宅北側広場
⑪	成城4-29-1 野川緑地広場

【成城まちづくりセンター】

○掲載の地図は、国土地理院発行の1万分の1地形図を使用し、測量法第30条に基づく成果使用承認「平成23関使、第69条」の一部を転載したものである。
○掲載されている地図の流用及び二次使用をする場合は、国土地理院の承認が別途必要となります。

①



②



区広報板（地域コーナー）ご利用のかたへ

1. 利用申請は掲示開始日の10日前から（連続して同じ団体が掲示する場
合、次の掲示期間開始日の3日前から）です。
2. 掲示期間は、10日以内です。
3. 掲示物は、広報板配置図を参考に貼っていただき、期間経過後は速やか
に取り外してください。
 ※期間を超えて掲示されていた場合は、次回以降、利用の承認がされない
場合もあります。
 ※承認された掲示物を（一部でも）貼らないことにした場合は、速やかに
申請先のまちづくりセンターまでご連絡ください。
4. 掲示物の大きさは、A4サイズ（縦）です。
5. 掲示部分は広報板の右側（マス目が書かれている部分）です。
6. 掲示する際は、ホッチキスで留めてください（がびょうは使用禁止）。
また、使用したホッチキスの針等の散乱による事故発生や、放置による
美観低下にご配慮ください。
7. 事業等の開催場所は、原則として区内に限ります。
8. 1つの広報板に同時に貼れる掲示物は、1団体1種類までです。

**詳しくは、成城まちづくりセンターまで
お問い合わせください。**